

事業事前評価表

1. 案件名

国名：バングラデシュ人民共和国

案件名：中小企業振興金融セクター事業

L/A 調印日：2011 年 5 月 18 日

承諾金額：5,000 百万円

借入人：バングラデシュ人民共和国政府(The Government of the People's Republic of Bangladesh)

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における中小企業振興及び金融セクターの開発実績（現状）と課題

バングラデシュは、近年、年率 6% のペースで高い経済成長を継続し、今後も堅調な発展が期待される一方、2008 年の経済危機後、従前の経済成長を支えてきた縫製品輸出及び海外労働者送金に減少・停滞が見られた。今後も堅調な発展、生産性の向上及び所得拡大を目指すためには、製造業を中心とした産業多角化や国内民間投資拡大が必要とされている。

バングラデシュの中小企業は、その創出する付加価値ベースで GDP 比 25%、約 3,100 万人の雇用を生み出しているとされ、また製造業の産出額の約 6 割を占めており、その健全な発展は、バングラデシュの経済成長及び貧困削減にとって大きな役割を果たすと期待される。一方で、バングラデシュへの投資の制約要因として、電力不足、汚職、土地や金融へのアクセス上の問題等が挙げられ、特に中小企業にとって土地アクセス及び金融アクセスの問題はより深刻な制約として指摘されている。

バングラデシュでは、これまで金融セクター、特に銀行部門の貸出は一定規模以上の大企業に集中する一方で、貧困層の多い零細・家内企業に対しては近年拡充されつつあるマイクロファイナンス機関により金融サービスが提供されてきた。一方で、その狭間に位置する中小企業（「ミッシング・ミドル」とも言われる。）は、金融アクセスにおいて劣後し、付加価値ベースでのバングラデシュ経済への貢献に比して資金配分は少なく、特に設備投資に必要な中長期資金が十分提供されていない。中小企業が銀行等からの借入れを行えない要因として、土地に偏重した厳しい担保要件、金利水準の高さ、融資期間の短さ、融資手続きの煩雑さ等が挙げられている。

かかる課題については、バングラデシュ政府としても認識し、2006 年、中小企業振興財団を設立し、また世界銀行（以下「世銀」という。）・アジア開発銀行（以下「ADB」という。）等のドナー支援を受けて中央銀行であるバングラデシュ銀行（以下「BB」という。）を経由した資金供給促進スキーム（以下「リファイナンススキーム」という。）の拡充等を行っている。

(2) 当該国における中小企業振興及び金融セクターの開発政策と本事業の位置づけ

中小企業振興は、国家開発戦略の最上位に位置付けられる貧困削減文書（PRSP）及び最近改定された貧困削減文書（National Strategy for Accelerated Poverty Reduction II）、現政権の長期戦略（Outline Perspective Plan (OPP) of Bangladesh 2010-2021: Making Vision 2021 A Reality）でも経済成長に向けた優先的課題の一つとして掲げられている。また、2005 年に策定された産業政策の改訂版が 2010 年 9 月に閣議承認されたが、同政策でも中小企業に対するリファイナンススキーム等の政策的支援の必要性等が指摘されている。また、資金供給面を担ってきた BB は、上記リファイナンススキームの拡充に加え、2009 年 12 月には中小企業専担部局を設けると共に、2010 年 3 月に中小企業向け融資方針・プログラムを発表している。

(3) 中小企業振興及び金融セクターに対する我が国及び JICA の援助方針と実績

我が国の対バングラデシュ国別援助計画（2006年5月）を踏まえ、JICAはバングラデシュの中小企業振興及び金融セクターを、援助重点分野の一つである「経済成長」にかかる開発課題のうち「民間セクター開発」の重点分野として位置づけている。

JICAはこれまでバングラデシュにて中小企業振興及び金融セクターに特化した支援は実施していないが、民間セクター開発分野では、輸出産業多角化に関する開発調査、バングラデシュ投資庁への専門家派遣に加え、グラミン銀行向け農村開発信用事業等を実施している。

(4) 他の援助機関の対応

これまで主に以下ドナーがバングラデシュの中小企業振興を支援している他、多数のドナーが支援に参画。

- ・ ADB 及び世銀（IDA）：BBを通じたりファイナンススキームを通じて、地方の中小企業や女性起業家への信用割当を支援。
- ・ 国際金融公社（IFC）及び英国国際開発省（DfID）：BB内での中小企業の信用情報システム構築を支援。
- ・ 上記の他、欧州ドナーや米国国際開発庁（USAID）が中小企業向けのバリューチェーン構築等を支援。

(5) 事業の必要性

バングラデシュ政府は、中小企業振興を産業発展の重点セクターと位置付け、同国が製造業を中心とした産業化・輸出振興を図っていく上でも中小企業の果たす役割は今後益々拡大すると考えられる。一方、銀行を中心とする金融セクターは、現状、大企業向け融資及び商業向け短期運転資金融資に偏重しており、中小企業の中長期設備投資のための資金需要を満たしていない。よって、中小企業向けに中長期資金を供給することは、バングラデシュの経済成長及び貧困削減に向けて、大きな意義を有する。本事業は、円借款ツーステップローンによる資金支援を通じて、バングラデシュ中小企業の金融アクセス改善を目指すものであり、我が国及びJICAの援助重点分野とも整合性があり、本事業を実施する必要性・妥当性は高い。

3. 事業概要

(1) 事業の目的

本事業は、バングラデシュ銀行（Bangladesh Bank：BB）から参加金融機関（Participating Financial Institution：PFI）への転貸を介したツーステップローン供与及びPFI等への能力向上支援を実施することにより、同国の中小企業金融に係る資金仲介機能の円滑化及び中小企業の生産・投資の拡大を図り、もってバングラデシュの産業及び経済の健全な発展並びに雇用創出に寄与するものである。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名：バングラデシュ全土

(3) 事業概要

- 1) 中小企業振興ローン：参加金融機関（PFI）を通じた中小企業に対する中長期資金供与。
- 2) コンサルティング・サービス：事業実施支援、PFI等の能力向上支援等。

(4) 総事業費

7,097百万円（うち、円借款対象額5,000百万円）

(5) 事業実施スケジュール

2011年5月～2016年3月を予定（計59ヶ月）。ツーステップローン貸付完了時（2016年3月）をもって事業完成とする。

(6) 事業実施体制

- 1) 借入人：バングラデシュ人民共和国政府（The Government of the People's

Republic of Bangladesh)

2) 事業実施機関：財務省。但し、実際の事業実施は財務省の委託を受けて BB が行う。

(7) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：FI

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、金融仲介者等に対し融資を行い、JICA の融資承諾前にサブプロジェクトが特定できず、且つそのようなサブプロジェクトが環境への影響を持つことが想定されるため、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」（2002年4月制定）上、カテゴリ FI に該当するため。

③ その他・モニタリング：本事業では、実際に事業実施を行う BB 及び PFI が同国国内法および上記ガイドラインに基づき環境社会配慮確認を行うこととなっており、各サブプロジェクトについて、該当するカテゴリに必要な対応とされる。なお、カテゴリ A に該当するサブプロジェクトの実施は想定されていない。

2) 貧困削減促進：特になし。

3) 社会開発促進：本事業のコンサルティング・サービスでは、女性起業家に対する融資促進のための研修やプロモーション活動等に対する支援を行う。

(8) 他スキーム、他ドナー等との連携：ツーステップローンのモニタリングを通じてエンドユーザーによる技術的知見へのニーズを確認し、技術支援の可能性を検討する予定。

(9) その他特記事項：特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

1) 運用・効果指標

指標名	基準値 (サブローン融資前)	目標値 (2018 年) 【事業完成 2 年後】
融資対象中小企業の売上 (百万タカ)	前年度の実績をサブローン 供与時にデータ記録	基準値より増加
融資対象中小企業の利益 (百万タカ)	同上	同上
PFI の中小企業向け融資残高 (百万タカ)	PFI 認定時にデータ記録	基準値より増加
PFI の融資残高に占める中小企業向 け融資の割合 (%)	同上	同上

2) 内部収益率：該当せず。

(2) 定性的効果

金融機関の中小企業向け融資能力向上、中小企業の資金アクセスの改善、雇用創出及び民間セクター振興。

5. 外部条件・リスクコントロール

特になし。

6. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

過去の類似事業の事後評価から、対象となる中小企業の定義設定に留意すべきとの

フィードバックを得ている。2010年9月に同国で閣議承認された産業政策により中小企業の定義が変更されており、財務省、工業省及びBBからは、今後の政府政策では産業政策（2010年版）で採用された定義が一律適用され、BBも同定義に沿った通達を発行する予定であること等を確認している。

また、他の類似事業の事後評価から、開発金融借款において、複数の実施機関（金融機関）を並列的に介在させる場合、融資対象・企業及びサブローン条件を一律限定的なものとし、各機関がターゲットとするエンドユーザーの資金需要や規模に応じて弾力的に取り扱えるように設計することが有効であるとの教訓を得ている。かかる教訓を踏まえ、本事業においては融資条件等の弾力性を確保することとしている。

7. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる指標

- 1) 融資対象中小企業の売上（百万タカ）
- 2) 融資対象中小企業の利益（百万タカ）
- 3) PFIの中小企業向け融資残高（百万タカ）
- 4) PFIの融資残高に占める中小企業向け融資の割合（%）

(2) 今後の評価のタイミング：事業完成2年後

以上